

豊明市多文化共生推進計画

『外国籍市民の自立・社会参加に向けて』

2007～2016

豊 明 市

計画策定の背景

1. グローバル化の進展に伴う外国籍市民の増加

経済のグローバル化やインターネットの普及に伴い、私たちのおかれている環境は変化し、身近な生活をも巻き込んだ地球規模での人の交流を活発化させています。

わが国においては、1990年の出入国管理及び難民認定法が改正され、外国籍市民の人口が急速に増加し、教育・福祉・労働など生活のあらゆる面で外国籍市民と関係を持つようになりました。

さらに国は今後の方向として、労働力の国際的な移動を活発化させる政策も、東南アジアを中心に考えており、今後一層の外国籍市民人口の増加が見込まれています。

一方で国際化の施策は、各地方自治体を中心として行われていた姉妹都市等の親善事業から、外国籍市民との共生をめざした多文化共生施策にシフトしつつあります。

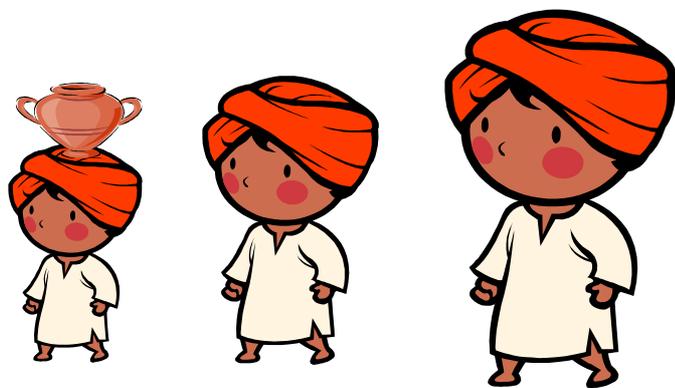
本市においても、こうした国際化の流れを受け止め、積極的に多文化共生施策を推し進めていく必要があります。



2 . 外国籍市民の定住化に伴う施策の実施の必要性

本市の外国籍市民人口は平成 16 年当初の 1,191 人(人口比 1.78%)に対し平成 19 年当初は 2,122 人(人口比 3.11%)となり、急激に増加しました。今後も外国籍市民への住宅供給が、比較的容易にできる豊明団地を擁する本市は、この増加傾向が続いていくことが予想されます。また、長期的な視点では、少子高齢社会の中で外国人労働者の果たす役割は大きくなり、従来にも増して定住化が進むものと予想されます。

こうした中、外国人定住者の増加に対応するため、本市は、市役所でのポルトガル語通訳の配置や多言語での広報誌の発刊などを通じて、言語の違いへの対応と情報の提供に努めてきました。しかし、定住化する外国籍市民の抱える問題は、多国籍化による課題の多様化や、定住年数の増加による問題の複雑化が進んでおり、これらの問題の解決に向けた取り組みが求められています。外国籍市民の生活基盤を整備する施策の実施は、外国籍の人たちだけにとどまらず、日本人住民にとっても住みやすい環境を作ることになります。



3. 共生意識の必要性

私たちは、世界中の人たちの間に文化や宗教、習慣の違いがあることを知り、多様な世界に住んでいることを自覚しなければなりません。その違いを認識した上で、固定観念や偏見を持たずにその違いを受け入れていかねばならず、そのためには「相互の風習や生活」を理解し不信を取り払うことが重要です。しかし、その違いを認識することはできても、理解することはきわめて難しく、そのことによってトラブルがもたらされることもしばしばです。

こうした中で、豊明市においても多くの外国籍市民が居住しており、お互いの文化や風習などを受入れ、共生していくことが重要な課題となっています。

多民族国家であるスウェーデンでは、他の住民と同じく外国人は同等の機会の提供を受け、権利の行使・義務の履行を負うこととなっています。

このようなことを実現するため、行政・外国籍市民を含む住民全てが共生意識をもち、様々な取り組みを行わなければなりません。



豊明市の目指す多文化共生の基本的方向

1. 豊明市の目指す「多文化共生とは」

近年、外国籍市民の人たちが急速に増加し、受入れ側である日本人市民も、文化や習慣の違いから、どのように接すればよいか戸惑っている人も少なくありません。一方で本市に居住するようになった外国籍市民の人たちも、外国語での情報提供の不足による社会ルールの不理解やそれによるトラブル、文化の違いによる日本社会への不適合などの問題を抱えています。特に、情報提供の不足により、子どもの教育・医療・防災など生活に身近なことから理解できず、子どもの不就学、病気の放置、災害時対応の不理解につながっています。

本市はこれらのことを踏まえ、全ての情報を多言語で提供できるようなシステム作りを第一に考え、日本人市民と同量の情報を外国籍市民に提供し、社会参加の基盤作りを進める事を目標にしています。そして最終的には、外国籍市民が自立的に活動し、自分たちの出身国の人たちを自分たちで助けることができ、豊明市民としての権利と義務を果たしながら、社会参加ができることを目標にしています。



2. 施策の目指す将来の姿

- (1) 日本人市民と外国籍市民が共存している。
- (2) お互いがパートナーであるという意識がある。
- (3) 住民としての責任と義務を果たしている。
- (4) 外国籍市民が、コミュニティを形成している。
- (5) 外国籍市民自らの手で問題を解決している。
- (6) 行政が外国人コミュニティの支援をしている。

施策の方向 と 主要施策

豊明市多文化共生施策一覧

| 分類 | 施策の名称 | 実施時期 | | | 担当 |
|---------|-------------------------|------|-----------|-----------|--------|
| | | 2007 | 2008～2011 | 2012～2016 | 課名等 |
| 子どもへの施策 | 母国語保育士・保育補助員、講師・指導助手の採用 | | | | 学・児 |
| | 小学校への学習指導員の派遣 | | | | 市協・学 |
| | 小中学校への日本語指導員の派遣 | | | | 市協・学 |
| | 子ども向け「日本語勉強会」開設 | | | | 市協 |
| | 不就学児童・生徒の就学支援 | | | | 学教 |
| | 外国籍青年に対する進路相談事業 | | | | 市協 |
| 生活上の施策 | 日本語教室の開設 | | | | 生涯 |
| | ポルトガル語・英語・中国語ガイドマップの作成 | | | | 市協 |
| | タガログ語ガイドマップの作成 | | | | 市協 |
| | 広報翻訳版の充実 | | | | 市協 |
| | ポルトガル語通訳の充実 | | | | 市協・学 |
| | 外国籍市民市内案内ツアーの実施 | | | | 市協 |
| | 図書館サービスの多言語対応 | | | | 図書館 |
| | 市内各地域への通訳派遣事業 | | | | 市協 |
| | 多言語での健康手帳の作成・配布 | | | | 健康 |
| | 各種情報の多言語版発行・配布 | | | | 全課 |
| 行政の施策 | 市役所案内の多言語対応 | | | | 総務 |
| | 市内案内看板の多言語対応 | | | | 市協 |
| | 市税・国保税等の多言語での説明と収納率の向上 | | | | 税・保険・収 |
| | 多言語による洪水・地震ハザードマップの作成 | | | | 防災 |
| | 外国籍市民コミュニティ作りの支援 | | | | 市協 |
| | 生活関連外国語ホームページの作成 | | | | 秘書 |
| | 多文化共生に関する市役所内外での意識啓発 | | | | 市協 |
| | 企業等との連絡調整 | | | | 市協 |

事業計画の区分 実施 充実 計画策定 着手

課名 市協 = 市民協働課、学・学教 = 学校教育課、生涯 = 生涯学習課、児 = 児童福祉課
 健康 = 健康課、総務 = 総務課、防災 = 防災安全課、秘書 = 人事秘書課
 税 = 税務課、保険 = 保険年金課、収 = 収納課

多文化共生実現のための施策

1. 子どもへの施策

(1) 母国語保育士・保育補助員、講師・指導助手の採用

日本語がまったくできない外国籍保育園児、児童・生徒に対応するため、地域の中で、現地で保育士・教師をしていた人たち、または日本人でポルトガル語等外国語が堪能な人を探し、公立保育園、小中学校に保育士または保育補助員、講師または指導助手として採用できるよう検討する。



(2) 小学校への学習指導員の派遣

日本語のレベルが日常会話程度の外国籍児童に対し、放課後に学習指導員を派遣し、言語能力に影響されにくく、理解しやすい教材を使い、学習指導を行う。



(3) 小中学校への日本語指導員の派遣

外国から転居してきて間もない児童・生徒に、日本語を短期間で理解できるようにするため、地域の協力を得て、小中学校に日本語指導員を派遣する。

(4) 子ども向け「日本語勉強会」開設

地域住民、特に日本語が話せる外国籍市民の協力を得て、土・日を中心に日本語が話せない子どもやその親を対象に日本語を教える「日本語勉強会」を開設する。



(5) 就学児童・生徒の就学支援

小中学校への入学の仕方がわからない外国籍市民や、意図的に学校へ入学させていない外国籍市民に対し、適切に支援・助言し、学校への入学を促し、外国籍児童・生徒の就学率向上に努める。



(6) 外国籍青年に対する進路相談事業

中学卒業間近及び高校卒業間近の青年に対し、その進路について専門家がアドバイスし、外国籍青年の進路選択の手助けをする。



2 . 生活上の施策

(1) 日本語教室の開設

国際交流協会が実施している日本語教室に加え、平日の昼に受講できる教室を開講するなどし、学習機会を増加させる。

(2) 多言語ガイドマップの作成

市内の病院、公共施設、公園、避難場所、飲食店など生活する上で必要な場所を、分かりやすく表示したガイドマップを、ポルトガル語、中国語、英語で作成し外国籍市民の利便を図る。
また、タガログ語版の作成についても検討する。



(3) 広報翻訳版の充実

外国籍市民に対して、市の情報や緊急避難時の情報、生活上必要な情報などを、母国語で知らせるための広報翻訳版を今まで以上に充実する。
また、配付先を検討し、少しでも多くの外国籍市民に届くようにする。

(4) ポルトガル語通訳の充実

市役所各課及び小学校、保育園等に配置しているポルトガル語通訳の人数を増やし、通訳・翻訳のニーズに積極的に応えられる体制をとる。



(5) 外国籍市民市内案内ツアーの実施

滞在期間が短い外国籍市民を対象に、市内の学校・保育園・消防署などの公共施設や避難所、病院、公園などの生活上必要な施設を案内し、併せて施設の利用方法、料金などについても案内する。

(6) 図書館サービスの多言語対応

より多くの在住外国籍市民が図書館を訪れ、様々な情報を得たり、くつろぎの場所として利用したりできるようにするため、図書館における外国書籍を充実させるとともに施設利用案内を多言語化する。



(7) 市内各地域への通訳派遣事業

病院での診療や人権に関するトラブルが発生したときに、通訳が必要となった場合、該当の場所に派遣し問題解決を図る。

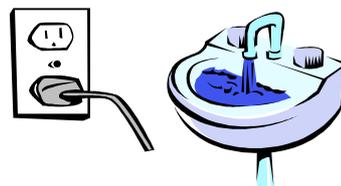


(8) 多言語での健康手帳の作成・配布

日本語を話すことができない外国籍市民用に「既往歴」「全身の症状」「薬の飲み方」など医師に提示、または医師から患者への説明が容易にできるような「健康手帳」を多言語で作製し、配布する。

(9) 各種情報の多言語版発行・配布

外国籍市民に様々な生活情報を知ってもらうため、生活便利帳を作成し、配布する。また、市から外国籍市民に対し直接発送する重要なお知らせなどの内容理解を図るため、多言語で翻訳する。



3 . 行政上の施策

(1) 市役所案内の多言語対応

外国籍市民が来庁したときに、容易に担当部課へ到着できるよう、担当部課への案内を多言語で行う。



(2) 市内案内看板の多言語対応

市内道路に設置している公共施設の案内看板を多言語で表記し、外国籍市民にとって分かりやすい表示にする。

(3) 市税・国保税等の多言語での説明と収納率の向上

外国籍市民の納税意欲を促し、収納率の向上を図るため、納税通知書をはじめ、様々な説明文書を多言語に翻訳する。

(4) 多言語による洪水・地震ハザードマップの作成

市内で災害が発生した場合に、パニックを起こすことなく避難できるよう、多言語で洪水・地震ハザードマップを作成し、外国籍市民に配布する。



(5) 外国籍市民コミュニティ作りの支援

外国籍市民同士の交流を促し、お互いが助け合える地域社会を作るため、様々な情報提供を行うとともに、外国籍市民が集えるようなイベントの計画や、いつでも集まることのできる場所を提供する。



(6) 生活関連外国語ホームページの作成

豊明市ホームページの掲載内容の主旨を、多言語で翻訳し、外国籍市民に積極的に市政の情報提供を図る。

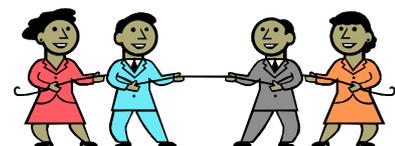
(7) 多文化共生に関する市役所内外での意識啓発

多文化共生の行政を実施していくため、市役所内での部局横断的な打合せ会を開催し、各部署が自立的に外国籍市民施策を実現できる体制を作る。また、新入職員に対し多文化共生研修を実施し、意識啓発を図る。なお、市民向けにも理解講座を実施するなどし、多文化共生に関する理解を深める。



(8) 企業等との連絡調整

外国籍市民は、地域経済を支える大きな力であるとともに、街づくりにおける重要なパートナーである。外国籍市民を雇用している企業と情報交換を行い、外国籍市民が地域・企業・行政に求めているものを探り、その解決を図る。



多文化共生施策マップ

